

三次元モバイルマッピングシステム研究会 会員規約

第1条 (目的)

アイサンテクノロジー株式会社（以下、AT社という）が所有する、車両搭載移動式3D計測器であるモバイルマッピングシステム（以下MMS）の利活用及び普及を目的に、MMSに関する基礎研究から応用研究、及び以下の広報普及活動を行う。

- ① MMSを利用した高精度な「三次元計測業務」及び「三次元地図作成業務」の機会・需要を創出する。
- ② MMSの利用実績に係る情報共有を図り研究成果への意見交換及び広報活動を行う。
- ③ 公共測量を中心に、コンサルタント分野、更にITS（高度道路交通システム）分野への技術研究・実証を積極的に行う。
- ④ MMS市場における、準天頂衛星の利活用含めた実証を行う。

第2条 (略称)

本研究会の略称は、「MMS研究会」とする（以下、本研究会という）。

第3条 (設立日及び運営年度)

- (1) 本研究会の設立日を平成21年4月1日と定める。
- (2) 本研究会の運営年度は、当年4月1日から翌年3月31日とする。

第4条 (会員の分類及び義務と特典)

- (1) 本研究会の会員の特典は以下の通りとする。
 1. MMS研究会への参加（年間4回開催予定）
 2. 会員専用HP利用。提案資料/ツール等の利用（ダウンロード）/メールマガジン閲覧
 3. 会員専用DVDキットの提供（営業提案用計測サンプルデータ・動画・画像・資料集等）
 4. MMS関連業務の入札情報配信サービス（営業情報共有）
 5. MMSに関する営業連携（展示会、官公庁向けイベント等）
 6. MMS業務に関するデータ後処理等の業務連携
 7. 関連ソフトウェアの利用（導入）価格の設定
 8. MMS計測利用時における価格優待

第5条 (会員の責任と義務)

- (1) 会員は、本研究会で発表・投稿された文書や研究成果等の著作物に関し、他の会員が営利目的を含めて自由に利用することに同意する。
- (2) 自己責任の原則
 - ① 会員は、本研究会で試された一切の活動及びその結果について全ての会員でその責任を負う。
 - ② 会員は、本研究会を利用し第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用において解決し本研究会並びにAT社に損害を与えない。
 - ③ 会員が、本条に違反して本研究会に損害を与えた場合、本研究会は当該会員に対して被った損害の賠償を請求できるものとし、当該会員はこれを弁済する義務を負う。
- (3) 会員ID及びパスワードの管理責任
 - ① 会員は、AT社が発行する会員ID及びパスワードについて、自己の使用及び管理について一切の責任を持つ。
 - ② AT社は、会員の会員ID及びパスワードが他の会員又は第三者に使用されたことによって、当該会員が被った損害については、当該会員の故意過失の有無に拘わらず一切の責任を負わない。
- (4) 禁止事項

- ・公序良俗に反する行為。
- ・犯罪的行為に結びつく行為。
- ・他の会員又は第三者の著作権を侵害する行為。
- ・他の会員又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為。
- ・その他、法律に反する行為。
- ・他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為。
- ・宗教活動又はこれらに類似する行為。
- ・選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為。
- ・本研究会の運営を妨げ、或いは本研究会の信頼を毀損するような行為。
- ・本研究会の運営のために収集した個人情報、本研究会運営以外の目的で利用する行為。

第6条（入会）

- (1) AT社に入会を申込み、パートナー会員ID及びパスワードの発行をもって本研究会への入会とし、その時点から本規約が適用される。
- (2) 次のいずれかに該当する場合、本研究会へ入会することができない。また、入会後に判明した場合には、除名する場合がある。
 - ①過去に第11条に定める除名処分を受けている場合。
 - ②入会の手続において、虚偽、誤記、記入漏れがある場合、又は、そのいずれかが入会後に判明した場合。
 - ③その他、本研究会並びにAT社が会員として不相当であると判断した場合。

第7条（会員費用）

- ① MMS研究会費は、1年度24万円（税別）とする。
- ② 研究会に年度内で途中入会した場合は、原則上記費用とする。
- ③ 第11条に従い会員の資格を損失した場合、AT社は本費用の払い戻し義務は負わない事とする。
- ④ 第6条に定める入会申込みを承認された時点で、会員は速やかに本費用をAT社に支払う。

第8条（会員の届出）

会員は、AT社に届出した内容に変更が生じた場合、速やかに所定の方法で変更の届出を行う。届出を怠り会員が不利益を被った場合としても、AT社は一切の責任を負わない事とする。

第9条（会員の退会）

会員は、本人からの退会の申出、又は代理人からの申出があり本人の意思が確認できた場合、本会を退会することが出来る。

退会した会員が本研究会に残した著作物がある場合、それらの著作権は本研究会に譲渡されたことと見做すものとする。

第10条（会員の資格喪失）

次の場合会員の資格を喪失する。

- ① 第9条に定める退会をした場合。
- ② 本研究会から除名処分を受けた場合。
- ③ 社の存在・存続が確認できなくなった場合。

第11条（会員の除名）

本規約の第5条第4項に抵触した場合、AT社は所定の手続き（全会員の半数以上の賛同）をもって

これを除名することが出来る。

第12条（免責事項）

- (1) A T社は、会員が本研究会の参加によって発生した損害に関わる全てに対し、いかなる責任も負わず、その一切の損害賠償の義務を負わない。また、著作物等について会員間もしくは第三者との間で生じた紛争について一切責任を持たない事とする。
- (2) A T社は本研究会の運営及び保守管理上の必要から、会員に事前に通知することなく、会員が本研究会に登録した情報及び文章等を削除することがある。
- (3) A T社は、本研究会が提供する情報、会員が登録する文書及びソフトウェア等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行わない事とする。
- (4) A T社は、次の各項の場合以外の事由により本研究会のサービス提供の遅延又は中断等が発生した場合、これに起因する会員又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わない事とする。
- (5) A T社は、次の各号のいずれかが発生した場合、会員に事前に通知することなく、一時的に本研究会のサービスを中断することがある。
 - ・ A T社が保有するMMSのメンテナンス等を定期的に又は緊急に行う場合。
 - ・ 火災、停電等により本研究会のサービス提供ができなくなった場合。
 - ・ 地震、噴火、洪水、津波等の天災により、本研究会のサービス提供ができなくなった場合。
 - ・ 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により、本研究会のサービス提供が不可になった場合。
 - ・ その他、運用上又は技術上、A T社が本研究会のサービスの一時的な中断が必要と判断した場合。

第13条（事務局）

本研究会の事務局は、A T社が担当する。

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3丁目7-14 ATビル
アイサンテクノロジー株式会社 三次元MMS研究会 運営事務局

第14条（管轄裁判所）

事務局所在地を管轄する裁判所を、事務局の専属的合意管轄裁判所とする。